

令和2年度 第1回郡上市都市計画審議会 会議録（要録）

日 時：令和2年11月12日（木）15時00分～17時00分

場 所：郡上市役所本庁舎4階 大会議室

◇出席委員（順不同・敬称略）

鶴田佳子、田代親昌、市原和弘、中山紀子、大坪照雄、
渡辺友三、原喜与美、蓑島源己、田中義久

◇欠席委員（順不同・敬称略）

加藤徳光、荒井誠二

◇事務局

建設部：小酒井章義 都市住宅課：粥川博之、鴛谷秀久、中山潤

◇陪 席

岐阜県郡上土木事務所：長谷川誠之

◀ 内 容 ▶

1. 開会あいさつ

・小酒井建設部長〈あいさつ〉

(進 行) 今回は、任期満了に伴う改選後の最初の審議会でございますので、皆様方の席に委嘱書を配布させていただきます。

任期は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなっております。よろしく申し上げます。

当審議会は、都市計画法及び郡上市都市計画審議会条例の規定により、都市計画の関する事項を審議していただくため設置されています。

委員構成は、名簿のとおりで、学識経験者、市議会の議員、市の職員又は市民を代表するもので構成されており、任期は2年間となっております。

また、本日は濃飛横断自動車道の概要説明ということで、岐阜県郡上土木事務所より、長谷川係長にご出席いただいておりますので、ご承知おきください。

2. 会長・副会長選出

(進 行) それでは、今回が第1回の開催という事なりますので、まずは、会長・副会長の選出をお願いいたします。

会長・副会長につきましては、郡上市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして「審議会に会長を置くものとし、学識経験のあるものにつき任命された委員のうちから委員の互選により定める」とございます。そこで、学識経験者の方の中から会長及び副会長を決めていただきたいと思います。

委員の方の中からどなたか立候補又はご推挙いただきたいと思います。

<立候補なし>

(進 行) 特に、立候補等なければ、事務局案をお示ししたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

(進 行) 事務局案としましては、引き続き、会長に鶴田さん、副会長に加藤さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

<異議なし>

(進 行) それでは、会長に鶴田さんを選出させていただきます。また、加藤さんにつきましては、本日欠席されておりますが、事前にご内諾をいただいているため、副会長に加藤さんを選出させていただきますと思います。

<異議なし>

(進 行) ありがとうございました。鶴田会長は、議長の席へご移動願います。

それでは、鶴田会長に一言ご挨拶願います。

(会 長) <あいさつ>

(進 行) 現在のところ、委員11名中9名のご出席をいただいております。郡上市都市計画審議会条例第6条に規定する定足数に達していることを報告します。当審議会は、郡上市住民自治基本条例第19条により会議は原則公開となっており、郡上市のホームページ等で議事録を公開させていただきます。

それでは郡上市都市計画審議会条例に基づきまして、ここからは進行を会長にお願いしたいと思います。

3. 報告事項

(会 長) それでは、報告事項の1、濃飛横断自動車道の都市計画決定に係る概要説明についてです。

こちらは県決定の都市計画ということで、こちらの審議会で諮問を行うものではありませんが、案に対して市から県へ意見を提出する仕組みになっております。

まずは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) <報告事項(1)濃飛横断自動車道 都市計画決定に係る概要説明について説明>

(会 長) ただいま事務局より説明のあった内容について、ご意見やご質問等あればお願いします。

(会 長) まずは私から何点か質問させていただきます。

資料の中で地元説明会の欄に「本日の説明会」とありますが、これはこの都市計画審議会を指しているのでしょうか。

(事務局) 本日はありませんが、そのまま利用させていただいたので。

(会 長) 本日都市計画審議会で出た意見は市の意見として県に出せるということでしょうか。

(事務局) はい。

(会 長) 濃飛横断自動車道は自動車専用道路なのか。計画図面を見ると、郡上総合庁舎前の都市計区道路に平行の形で濃飛横断自動車道が通る予定のようだが、自動車専用道路ではない場合、そもそも、現在の伝建地区にあった都市計画道路を廃止し、都市計画道路を環状にすることで町並みを残そうということになった経緯がある中で、歩道がほぼない車が走るだけの道路を既存の都市計画道路と平行の形で都市計画決定を打たなければならない理由をお伺いしたい。

もう一点、現在の計画だと、郡上総合庁舎前に五叉路の交差点ができるのが非常に危険であるように感じるが、その点についても説明いただきたい。

(事務局) 道路の扱いについては、歩道等のない自動車専用道路としての扱いとなり、歩行者や自転車は通行できない道路となります。

総合庁舎前については、高架での整備を予定しており、現況の道路とは平面での交差をしない予定となっております。

(会 長) わかりました。

他にご意見等ある方はみえますか。

(委 員) 今受けた説明について、次第では報告事項となっているが、報告事項ということは、報告を受けるということで理解すれば良いか。

(事務局) 濃飛横断自動車道の都市計画決定については県の都市計画審議会において最終決定されますが、その前段階として、市が県へ意見書を提出することとなっております。その際には、市の都市計画審議会の中で出た意見も含めて、郡上市の意見という形で提出させていただきたいと考えております。

今回はまず、これまでに開催させていただいた地元の方や地権者を対象とした説明会と同様のご説明をさせていただいた上で、次回の審議会において正式にご意見を伺いたいと考えておりますので、今回の議事としては、報告事項として挙げさせていただいております。

また、今回の説明についてご質問や、今時点でのご意見がございましたら、本日伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(委 員) 通常は市が審議会に諮問し、審議会が答申したものを市長に意見として挙げるものだと思うが、今回の説明では、県の都市計画決定が来春に行われることについて、市の都市計画審議会に説明されたという風を感じる。

審議会として意見を言うということになると、報告事項として挙げるのは違うのではないかと考えるが、その点について伺いたい。

(事務局) 委員の方で市議会議員の方については、議会等でご説明をさせていただいているため既にご存知だと思いますが、それ以外の委員の方については、今日初めて説明を受ける方がほとんどかと思えます。

濃飛横断自動車道については県の都市計画決定になりますが、都市計画道路としての事業があるということを報告とさせていただくという意味で報告という言葉を使わせていただきました。

また、都市計画案について、2週間程度の公告・縦覧が県の方で実施予定となっております。市においても県に合わせて公告・縦覧を実施予定となっております。

次回の都市計画審議会では、公告・縦覧でいただいた意見についてもお示しさせていただいた上で郡上市の都市計画審議会の意見をいただき、市意見として県へ報告させていただきたいと考えております。

(会 長) この議案については、協議事項や審議事項寄りの議案ではあるため、報告事項という記述が適切かどうかについては疑問が残るものではありません。

こういった場合でも、諮問・答申という形で審議される市町村もありますし、協議事項として挙げられている市町村も確かにあります。ただ、いずれにしてもここで出た意見については、審議会意見として市長へ報告されるということなので、県に意見を出す機会として、意見をいただければと思います。

(委 員) 諮問ではないので、事業の進め方について承知しておいてほしいという程度のもので理解すれば良いか。

(事務局) 先ほどの説明と重複しますが、濃飛横断自動車道については次回の審議会において正式に協議事項として挙げさせていただいた上でご意見をいただき、その意見をもって市の意見として県へ報告させていただきたいと考えております。

今回につきましては、まずは内容のご説明をさせていただくのが第一で、ご意見については、現時点でもしあればいただきたいと考えております。

(委 員) 場を乱すつもりはなく、他の委員の皆さんもお困りではないかと思って言わせていただいた。

もう一点、路線や道路の規格などについても意見は求められているのか。仮に路線の変更や道路の規格の変更について意見があった場合、反映されるものなのか。どこまでの議論が求められているのか。

(事務局) 先ほどの事業の説明でもあった通り、商工会や自治会を始めとした様々な団体の参画によりルートを検討がされており、20年ほどかけてこのルートが選定されております。

そういった検討を踏まえた上で、地滑り地や、自然環境、住宅等の施設への影響等を考慮しながら今回のルートが決定されておりますので、ルートの変更については技術的なことと含めて難しいと考えております。

(委 員) 確認として聞いたことであり、今言われたことだと理解した。

(会 長) この場は都市計画審議会なので、ご説明いただいた計画案が、都市計画的にみて問題がないことを確認することが役割です。都市計画的にみておかしいことは正さなければいけませんので、不可解なことがあれば、是非ご質問いただきたいと思います。

他にご意見やご質問がある方はみえますか。

(委 員) 先ほどの説明の中で、郡上八幡インターチェンジ付近と郡上総合庁舎付近の計2箇所を都市計画決定するということがあったと思うが、あかり部分だけを都市計画決定するという理解で良いか。

(事務局) 都市計画道路としては一体的な1路線ということになりますので、トンネル部分を含めた路線全体を一体的に都市計画決定することとなります。

(委 員) 都市計画決定されると、建設や建築に様々な規制がかかると思うが、そういった意味では、郡上八幡インターチェンジ付近と総合庁舎付近、入間地区や初納地区のあかり部分の住居のあるところ辺りが都市計画決定されるということか。

(事務局) あかり部分に限らず、路線全体が都市計画決定となります。

(会 長) この都市計画決定は幅員と位置を決めるものであるため、トンネル部分も含めて全線が都市計画決定となります。

(委 員) 入間地区の辺りで都市計画が打たれるとなると、迷惑だという声が挙がらないか心配である。

(会 長) 都市計画案として約10kmの路線と130mの路線の2つに分けてありますが、この130mの路線はどの部分でしょうか。

(事務局) 国道156号と濃飛横断自動車道の本線を接続する部分の道路です。

(委 員) 都市計画決定のプロセスについて、今回の審議会において事業や都市計画案の説明を受けて、今後の都市計画の手続きにおいて、この審議会で審議をするということか。

(事務局) 濃飛横断自動車道の都市計画決定については決定権者が岐阜県となりますので、審議は県の都市計画審議会において行われることとなり、市においては、都市計画案に対する意見を県へ提出する形となります。

今後、都市計画案について公告・縦覧が実施されますが、この期間は審議会も含

め一般の方々もご意見いただける期間ですので、この中で意見を出していただくということになります。

(事務局) 先ほどの説明と重複しますが、次回の審議会において濃飛横断自動車道に関する協議を実施予定です。その際には、公告・縦覧でいただいた意見をお示しさせていただきます予定ですので、よろしくお願いいたします。

(会 長) 他にご意見やご質問がある方はみえますか。

(委 員) 濃飛横断自動車道が都市計画決定されることで、立ち退き等が発生すると思われるが、関係者へは十分に説明をお願いしたい。

住宅の工事にかかった際に、建築の規制や許可関係について「説明を受けていない」と言われるトラブルがよく発生しているため、何度も繰り返しの説明をお願いしたい。

(事務局) これまでに、ルートがかかる地権者及び隣地の地権者を対象とした説明会を7回に分けて実施しております。この説明会については、土地台帳を調べて、該当の方に個別にご案内させていただいて開催しております。

また、地権者説明会終了後に、都市計画説明会として、申込制の説明会を2回実施し、合計9回の説明会を実施させていただきました。

この説明会の中で、先ほどお話のあった建築制限についてもご説明させていただいております。

(委 員) 土地の一部のみがかかる人が一番怖いので、特にそこについては慎重にお願いしたい。

(委 員) 関連するが、都市計画決定された後に該当の土地に建物を建てるために建築確認申請が出された場合、どういった手配になるのか。

(事務局) 建築確認等にあたっては様々な諸条件が出てきますので、建築確認の中で調べられて条件に合うような建築計画になってきます。

(委 員) 濃飛横断自動車道の着工までにまだ4、5年、もしかすると10年かかるとなると、先ほど言われたようなトラブルが起こる可能性がある。行政として決定した以上、そういったことを未然に防ぐ対策をするべきだと思う。

もう一点、先ほど説明のあった地元説明会において、地元の方からどういった意見が出たのか等、様子について伺いたい。

- (会 長) それでは事務局より、地元説明会の様子について説明をお願いします。
- (事務局) 主だった説明となりますが、事業の進捗具合や工事の着工時期についての意見が多くを占めており、道路の整備に対する反対意見や困るといったような意見はありませんでした。
- (会 長) 他にご意見やご質問がある方はみえますか。
- (委 員) 初納地区から入間地区に至るまでの区間については、地盤が鍾乳洞という特殊なものになっているため、トンネル工事を進めていく中で、山から水が出る可能性があり、その場合、出た水が全て吉田川の方面へ流れていく危険があるかと思う。
- 仮定の話ではあるが、和良の周辺は水のない地域であるため、何らかの方法で水の有無が確認できるのであれば、山の中から出た水を和良の方面へ流す方法を検討いただきたい。
- (事務局) これまでにも、事業を検討していく中で、様々な環境調査を実施しておりますが、濃飛横断自動車道が正式に都市計画決定され、事業化された場合、実施設計や具体的な設計に入る前の段階で、今ご意見があった部分も含めた様々な調査を、改めてさせていただくこととなります。
- 調査により、水の存在が明らかになった場合は、水に対する別の処置について、その段階で検討が必要になってくる可能性はありますが、いずれにしても、まずは調査をさせていただいた上での検討であることをご理解いただければと思います。
- (会 長) 動植物等について事前調査されているかと思いますが、事業化にあたって環境アセスメントは実施されますか。
- (陪 席) 環境アセスメントの対象ではありませんが、環境アセスメントと同様の環境調査を実施しているところです。
- (会 長) 環境アセスメントの結果については公表されますか。
- (陪 席) 来年度中になるかと思いますが、調査結果と評価書については公表予定です。
- (会 長) 先ほど質問のあった水の問題についてはその中に含まれていますか。
- (陪 席) 水門調査も実施していきますので、現況と大きく変わるような影響があればトンネル設計の中に盛り込む形で対応させていただきたいと思います。
- (会 長) 他にご意見やご質問がある方はみえますか。

(委員) 総合庁舎前の高架について、郡上八幡のイメージを壊すようなものにならないよう、考慮をお願いしたい。

八幡は歴史のある城下町であり、コンクリート等が剥き出しとなったいわゆる通常の高架橋では景観を損ねる恐れがあるため、城下町にふさわしいようなものとなるよう、検討をお願いしたい。

また、高架の下の利用についても、城下町のイメージを壊すようなものにならないよう、管理等について検討しておいていただきたい。

(陪席) 高架については、市街地の中に総合庁舎前の部分と初納交差点から旭にかけての2箇所となります。

高架の部分については、下の部分も用地買収した上で、道路管理者が管理することとなります。

また景観については、先ほどの環境影響評価の中で景観という項目があり、現在外観について色彩も含めて検討しております。結果については、来年度中にはお示しできると思います。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 現状の都市計画区域内は様々な用途地域を設定しているが、濃飛横断自動車道の路線上一律で用途地域を設定し直すのか。

(事務局) 道路の都市計画決定については、道路の線路上に用途地域を設定するわけではありませんので、計画路線には建ぺい率、容積率といった設定は無くなります。

(委員) 先ほどの景観の件と関連するが、濃飛横断自動車道の整備にあたっては、外観に対する規約や規制はあるのか。

以前、城山の積翠園の整備の際に、規制がかかるため整備が遅れるといった話があったと思うが、今回はそういった規制はなく、こういったものでも整備できてしまうということか。

(事務局) 先ほど県の方から説明があったように、環境アセスメントの中に景観の配慮に関する項目がありますので、その中で配慮をしていくこととなります。

(会長) 説明会について、ルートがかかる地権者及び隣地の地権者を対象として開催されたと説明がありましたが、それ以外の方への周知、特に濃飛横断自動車道が整備さ

れた際に沿道となる方へも周知が必要かと思いますが、そういった方々についても、この事業についてご理解いただいているということで良いでしょうか。

(事務局) ルートにかかる地権者の方、隣地の方を対象とした説明会の他、それ以外の方への周知を目的として、広報への掲載や、都市計画説明会として一般の方を対象とした説明会を2回開催させていただきました。

また今後、道路設計が出来た段階で、今度は地区の方を対象とした工事説明をその都度させていただく形になるかと思えます。

(会長) 工事の騒音等についても話が出てくるかとは思いますが、それについても事業化の際にされるということですね。

その他、いかがでしょうか。

(委員) 初納地区の国道472号と交差する箇所について、国道とは平面交差するとのことだが、自転車等で侵入してしまう恐れはないか。規制や対策について伺いたい。

(陪席) 先ほど自動車専用道路という説明がありましたが、道路法上では専用道という指定はせず、和良・金山間と同様に道路交通法上で警察が規制する自動車の道路となります。

交差点の両側については、恐らく規制の標識が立つことになると思えます。

また、国道472号に規制はありませんので、そのまま通行できるような形になると思えますし、歩行者、自転車については危険性を鑑みて、地下歩道、地下横断歩道が良いのではないかと考えております。

(会長) 他にいかがでしょうか。

それでは、報告事項の2、その他について事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) <報告事項(2)その他 八幡都市計画区域マスタープランの変更について説明>

(会長) ただいま事務局より説明のあった内容について、ご意見やご質問等あればお願いします。

(委員) 説明の最後にあった駐車場の記載について、区域マスタープランにおいて記載の変更をしないとのことと理解したが、そうであれば、市のマスタープランにおいてはしっかり表現をしていただきたいと思います。

八幡市街地の弱点として駐車場の不足があり、市の様々な計画においても、その点について記載されてきたが実現に至っておらず、民間の方による整備により今の

形が出来てきたという経緯がある。

例えば、大規模な商業施設の横に立体駐車場が建設されるのと同じように、町としての経営という形の中で、どうしていくのかのいう視点は必要ではないかと思う。

(会 長) 駐車場については、ずっと郡上が抱えている問題だと思います。

市マスタープラン内には駐車場について詳細な記載がされています。記載内容については、策定の際にも駐車場についての記載について審議会で1時間以上議論をした記憶があり、それだけ重要な問題であると思っています。

区域マスタープランの位置付けは、市のマスタープランの上位計画なので、そこに記載していないことは市マスタープランにも記載できませんが、逆に区域マスタープランに記載されていることについては、表現の強弱にかかわらず市マスタープランに記載することができますので、区域マスタープランについては、そういった視点で見えていただければと思います。

(会 長) 他にいかがでしょうか。

(意見なし)

(会 長) それでは続いて、その他の2点目について事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) <報告事項(2)その他 郡上市八幡都市計画マスタープランの変更について説明>

(会 長) 八幡都市計画マスタープランの変更については諮問をされる予定でしょうか。

(事務局) はい。諮問をさせていただく予定としております。

(会 長) それでは、こちらについては審議事項として挙がってくるものとなりますので、委員の皆様には当日コメントをいただいでご審議いただくこととなります。

持ち帰りの資料が多く申し訳ないですが、八幡都市計画マスタープランは市の都市計画の基本となるものですので、しっかりお目通しいただければと思います。

それでは、事務局より説明のあった市マスタープランについて、何かご意見やご質問はありますか。

(意見なし)

(会 長) それでは、その他なにかご質問等あればお願いします。

(委 員) 先ほどの濃飛横断自動車道について1点だけ。

郡上市議会では、濃飛横断道整備促進特別委員会という委員会を設置しており、早い段階から整備促進のための取り組みを進めている。

連携として、郡上市、中津川市、東白川村、下呂市の3市1村が連盟都市として、一緒になって整備促進のための取り組みを進めている。

できるだけ郡上市の皆さんにとって、より良い道路として整備が進むように、こういった審議会を通じても、ご意見いただきながら進めていきたいと思っている。

議会としてもそういう取り組みをしているということをご紹介させていただいた。

(会 長) 他にいかがでしょうか。事務局としても他に何かありますか。

それでは、議事については終了させていただき、進行を事務局の方へお返ししたいと思います。

4. 閉会あいさつ

(進 行) ありがとうございました。

<事務局より事務連絡>

それではこれで令和2年度第1回郡上市都市計画審議会を終了したいと思います。

皆さんお疲れ様でした。

(17時00分 終了)